

県民の皆さまへのお願い（5/15）

緊急事態宣言の解除後も必要な取り組み

- 1 不要不急の他県との往来自粛**（観光などによる県外からの来高を含む）（5月31日まで）
- 2 県内の店舗で営業を行う際の、適切な感染防止策の実施**
- 3 適切な感染防止策が講じられていない「繁華街の接待を伴う飲食店」、
「カラオケボックス」、「ライブハウス」への出入りを控える**
- 4 一定規模のイベント等の開催・参加の自粛**
10人以上のイベント等自粛：5月20日まで 50人以上のイベント等自粛：5月31日まで
- 5 「新しい生活様式」等の実践**
- 6 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の推進**

県立学校

・原則、5月25日から再開の方針

※各学校からの申し出に基づき、個別に協議の上、一部前倒しで再開

県内店舗の皆さまへのお願い

- ◆ これまで感染防止対策にご協力いただき、深く感謝いたします。
- ◆ 県内の店舗において営業を行う際は、以下の①～④全ての感染対策を講じていただくようお願いいたします。（特に、①において来店者のマスク着用を必須とするのは、来店者と従業員の健康を守るためです。）

- ① 来店者全員（注1）と従業員全員がマスクを着用してください。（注2）
（布マスク等着用でも可）
- ② 来店者全員・従業員全員が手洗い又は手指消毒を行ってください。
（店舗入口に消毒液を設置すること等）
- ③ 従業員・来店者・客席間の距離を1メートル以上保ってください。
（1メートル以上の距離を保てない場合は透明なビニール等で仕切るなどの工夫を行ってください。）
- ④ 可能な限りの換気と適時の室内消毒を行ってください。

（注1） 飲食時にマスクを外すことになる飲食店等については、以下の3要件を全て満たすようにしてください。

- （ア）店内にいる時間を短時間にすること
- （イ）家族又は小規模なグループでの会食に限定すること
- （ウ）大きな声での会話をしないこと

（注2） マスクを着用するにあたっては、耳の不自由な方が困らないよう、筆談などの配慮をお願いします。